

## 社会福祉法人むつみ会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

### 第1条

この規程は、社会福祉法人むつみ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

### 第2条

- 1 本規程で役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員とは法人の評議員をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支給する。

(役員)

### 第3条

役員は、原則非常勤とするが、法人は、必要に応じて常勤の役員をおくことができる。

(役員の報酬等)

### 第4条

- 1 役員に対して支給する各年度の報酬総額は、12,000,000円を超えない範囲とする。
- 2 理事長は非常勤とし、その報酬は、別表2のとおり支給する。
- 3 理事が理事会等に出席したとき又は法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。
- 4 監事が、法人の監査の業務に従事したとき又は法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。
- 5 常勤役員をおいた場合、常勤理事の報酬額は別表3に定める額とする。

(評議員の報酬等)

### 第5条

評議員が評議員会に出席したとき又は法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支給する。

(退職金)

### 第6条

役員等に、退職金は支給しない。

(支給方法)

#### 第7条

- 1 非常勤役員等に対する報酬等は、会議等に出席する都度、現金にて支給する。
- 2 理事長、及び常勤役員の報酬等は、毎月月25日に銀行振込みにて支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。また、非常勤役員等の報酬も本人の同意を得れば、理事長、常勤役員の報酬の支給方法と同様の方法とすることができる。

(支給の形態)

#### 第8条

- 1 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(重複支給の防止)

#### 第9条

- 1 役員が理事会等に出席し、当該開催日当日に運營業務に従事したときは、報酬及び費用弁償は重複して支給しない。
- 2 理事長及び常勤役員が、理事会等に出席したとき、又は運營業務に従事したときは、報酬及び費用弁償は重複して支給しない。
- 3 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(定めのない事項)

#### 第10条

本規程に定めのない事項は、評議員会で別に決議する。

(改正)

#### 第111条

本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

**別表 1（非常勤役員の報酬）****（1）理事長**

	月 額
所定週平均 2 日以上の勤務を行った場合は 右記の月額報酬とする	500,000円
	日 額
所定週平均 2 日に満たない勤務を行った場 合は右記の日額報酬とする	25,000円

**（2）理事**

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

**（3）監事**

	日 額
監事監査等への出席	20,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

**別表 2（常勤の理事の報酬）****（1）月額報酬**

役職名	月 額
業務執行理事	300,000円
理事	250,000円

**別表 3（評議員の報酬）**

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円